第八十三条の二及び第八十三条の三を削る。

第八十四条を次のように改める。

**第八十四条**　削除

第八十六条を次のように改める。

**第八十六条**　削除

第九十四条第八号の次に次の五号を加える。

九　脱水素設備

十　風力機関（出力五百キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）及びその附属設備

十一　発電機（風力発電所における出力五百キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）

十二　変圧器（風力発電所における出力五百キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）

十三　電力用コンデンサー（風力発電所における出力五百キロワット以上の発電設備に係るものに限る。）

第九十四条の二第一項第三号中「又はガス化炉設備」を「、ガス化炉設備又は脱水素設備」に改め、第四号の次に次の一号を加える。

五　風力機関及びその附属設備、発電機、変圧器並びに電力用コンデンサーについての定期事業者検査にあっては、運転が開始された日又は定期事業者検査が終了した日以降三年を超えない時期

第九十四条の二第二項中「第一項の規定にかかわらず、」の下に「経済産業大臣又は」を加え、同項第二号を第三号とし、同項第一号中「第一項」の下に「第一号から第四号まで」を加え、同項第一号を第二号とし、同項第一号として次の一号を加える。

一　第九十四条の五第一項第一号又は第二号に規定する組織であると評定されたとき。

第九十四条の二第三項中「前項各号」を「前項第二号又は第三号」に、「前項第二号」を「前項第三号」に改める。

第九十四条の四第二項中「五年間、同項第七号」を「法第五十五条第六項において準用する法第五十一条第七項の通知（以下この条及び次条において単に「通知」という。）を受けるまでの期間又は五年のいずれか長い期間、前項第七号」に改め、「法第五十五条第六項において準用する法第五十一条第七項の」を削る。

第九十四条の五を次のように改める。

**第九十四条の五**　第九十四条第一号から第九号までに掲げる電気工作物の法第五十五条第四項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。

一　前回の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施していると評定された組織であって、前回の法第五十五条第四項の審査（以下「定期安全管理審査」という。）に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して六年を超えない日との間に定期事業者検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から六年三月を超えない時期

二　前回の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分な取組を実施していると評定された組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して四年を超えない日との間に定期事業者検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から四年三月を超えない時期

三　前回の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられていると評定された組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して三年を超えない日との間に定期事業者検査を行ったものについては、前回の通知を受けた日から四年三月を超えない時期

四　前各号に規定する組織であって、定期事業者検査の実施につき十分な体制を維持することが困難となった組織については、当該体制を維持することが困難となった時期

五　第一号に規定する組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して六年を超えない日との間に定期事業者検査の時期が到来しなかったもの、第二号に規定する組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して四年を超えない日との間に定期事業者検査の時期が到来しなかったもの及び第三号に規定する組織であって、前回の定期安全管理審査に係る定期事業者検査が終了した日と前回の通知を受けた日から起算して三年を超えない日との間に定期事業者検査の時期が到来しなかったものについては、定期事業者検査を行う時期

六　前各号に規定する組織以外の組織については、定期事業者検査を行う時期

2　第九十四条第十号から第十三号までに掲げる電気工作物の法第五十五条第四項の主務省令で定める時期は、次のとおりとする。

一　前回の通知において定期事業者検査の実施につき十分な体制がとられており、かつ、保守管理に関する十分かつ高度な取組を実施していると評定された組織については、前回の通知を受けた日から六年三月を超えない時期

二　前号に規定する組織以外の組織については、前回の通知を受けた日から三年三月を超えない時期

三　第一号及び第二号に規定する組織であって、定期事業者検査の実施につき体制を維持することが困難となった組織については、当該体制を維持することが困難となった時期

第九十四条の五の二を次のように改める。

**第九十四条の五の二**　法第五十五条第四項の原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物以外の電気工作物であって経済産業省令で定めるものは、火力発電設備、燃料電池発電設備及び風力発電設備に属する電気工作物（当該電気工作物の構造その他の関係により経済産業大臣（令第二十七条第三項の表第二十一号の権限に係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）が指示するものを除く。）とする。

2　経済産業大臣は、前項の指示をした場合には、登録安全管理審査機関に対し、その旨を通知するものとする。

第九十四条の七の見出しとして「準用」を付する。

第九十七条中「前条第一号」を「前条第二項第一号」に改める。

第九十七条の二、第九十七条の三、第九十七条の四、第百条及び第百一条中「第九十六条第一号」を「第九十六条第二項第一号」に改める。

第百十条第三号中「溶接安全管理審査及び」を削る。

第百十四条の見出し中「事業所の」を削り、同条中「法第七十二条の規定により」の下に「その名称又は」を加える。

第百十五条第一項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十　審査の業務を行う電気工作物（第九十四条各号に掲げるもののうち、一部の電気工作物の審査の業務を行わない場合に限る。）

第百十七条第一項中「表の上欄に掲げる審査の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる」を削り、同項の表を削り、同項に次の九号を加える。

一　審査を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　審査対象電気工作物に係る事業場の名称及び所在地

三　審査の申請を受けた年月日

四　審査を行った電気工作物の概要

五　審査の場所

六　審査年月日

七　安全管理審査員の氏名

八　審査の結果

九　その他審査に関し必要な事項

第百十八条中「の表の下欄」を削る。

別表第一中「（第三条の二関係）」を「（第三条の二の二関係）」に改める。